

# 共済組合をめぐる諸課題について

## 第V講座第1課題

自治労北海道本部

活動家養成講座

2014.6.7

## 共 済 組 合 の 種 類 と 概 要

### 国家公務員共済組合 (20 団体)

- 衆議院共済組合
- 参議院共済組合
- 内閣共済組合
- 総務省共済組合
- 法務省共済組合 - 検察官も含む
- 外務省共済組合
- 財務省共済組合
- 文部科学省共済組合 - 国立学校職員 (国立大学病院職員も含む) も含む
- 厚生労働省共済組合 - 麻薬取締官、労働基準監督官も含む
- 農林水産省共済組合
- 経済産業省共済組合
- 国土交通省共済組合 - 海上保安官も含む
- 防衛省共済組合 - 自衛官も含む
- 裁判所共済組合
- 会計検査院共済組合
- 刑務共済組合 - 刑務官、法務教官が加入
- 厚生労働省第二共済組合 - 国立病院職員 (国立大学病院職員を除く) が加入
- 林野庁共済組合
- 日本郵政共済組合 - 日本郵政グループの正社員 (独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構職員も含む) が加入
- 国家公務員共済組合連合会職員共済組合

### 各種地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会に加入しているもの

- 東京都職員共済組合 (1 団体) - 都職員と特別区職員
- 地方職員共済組合 (1 団体) - 道府県職員と地方団体関係団体職員
- 指定都市職員共済組合 (10 団体) - 政令指定都市職員。1 市 1 組合 (ただし、仙台市以降に政令指定都市になった市の職員は市町村職員共済組合)
- 市町村職員共済組合 (47 団体、全国市町村職員共済組合連合会) - 市町村職員 (一部の市、政令指定都市を除く)。都道府県ごとに 1 組合
- 都市職員共済組合 (3 団体、全国市町村職員共済組合連合会) - 市町村職員共済組合に加わっていない一部の市の職員。1 市 1 組合 (北海道都市職員共済組合及び愛知県都市職員共済組合は複数の市で 1 組合)
- 警察共済組合 (1 団体) - 都道府県警察職員と警察庁職員、皇宮護衛官

- 公立学校共済組合（1 団体） - 公立学校職員、都道府県教育委員会とその教育機関の職員

#### 私立学校教職員共済制度

- 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

#### 農林漁業団体職員共済組合

- 農林漁業団体職員共済組合（年金事業のみ）

以下の共済組合は 1997 年 4 月に厚生年金に統合され、現在は厚生年金に統合されなかった期間の長期給付事業のみを行なっている。

- 日本たばこ産業共済組合
- 日本電信電話共済組合
- 日本鉄道共済組合

以下の共済組合は 2010 年 1 月に社会保険庁廃止に伴い解散。厚生年金、健康保険に統合された。それに伴う経過措置として旧組合の一切の権利義務については厚生労働省共済組合及び新たに機構に設立される健康保険組合が承継した（平成 19 年 7 月 6 日法律第 109 号）。

- 社会保険職員共済組合

### 資 格

公務員の場合、共済組合に加入できるのは正規の職員である。臨時的任用（定期採用においても、採用後数カ月から 1 年の条件付採用職員を含む）を受けている職員は、加入することが出来ない。

公務員・教職員の共済組合（共済制度）は年金・健康保険の機能を持っており、共済組合員は健康保険法に基づく保険料の徴収・各種給付が行なわれない。

臨時的任用職員は・非常勤職員（一定の条件を満たすもの）については、厚生年金・全国健康保険協会管掌健康保険の加入者となる。

共済組合は、組合組織であるが下記の法律により法人格を有している。

- 国家公務員共済組合 - 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合 - 地方公務員等共済組合法
- 私立学校職員共済制度 - 私立学校教職員共済法
- 農林漁業団体職員共済組合 - 農林漁業団体職員共済組合法

## 財 源

組合員である職員が負担する掛金（長期掛金・短期掛金・介護掛金・福祉掛金）と、国・地方公共団体等の負担金・掛金を財源とする。近年では、公務員の年齢構成が変わった（近年の採用抑制の影響で、1970年代以降に出生した組合員が少ない）ため、財源の枯渇が問題になっている。

## 仕 組 み

### 短期給付

それぞれの共済組合が保険者となり、組合員の疾病、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の疾病、負傷、出産、死亡若しくは災害に関し行われる給付である。

### 法定給付

- 保険給付
- 療養費、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
- 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費
- 高額療養費
- 出産費
- 家族出産費
- 埋葬料
- 家族埋葬料
- 休業給付
- 傷病手当金
- 出産手当金
- 休業手当金
- 育児休業手当金
- 介護休業手当金
- 災害給付
- 弔慰金
- 家族弔慰金
- 災害見舞金

### 附加給付

組合は、政令で定めるところにより、法定給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができるとされている。

## 長期給付

長期給付としては、基礎年金に上積みされる次の3種類の共済年金の支給を行っている。国家公務員等共済組合については、国家公務員共済組合連合会が行っている。

## 退職共済年金

組合員期間（被保険者であった期間）、保険料を納付した期間及び保険料の納付を免除された期間が25年以上である組合員で、かつ退職した者に対し、原則として65歳に達したときに支給される報酬比例年金である。ただし、当分の間、特例により特別支給の退職共済年金が60歳から支給される。

65歳からの退職共済年金は、老齢厚生年金相当額に組合員期間の長さに応じて異なる報酬比例の加算額を加えた額が基本である。なお、社会保険庁から老齢基礎年金が支給されるため、特別支給の退職共済年金における定額部分の支給が終了する。

## 障害共済年金

組合員が、次の1から3に該当したときに支給される報酬比例の年金である。

①組合員である間に初診日のある傷病により、障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日又はその前に症状が固定したときはその日）に障害の程度が1級から3級までの障害の状態にあるとき。

②障害認定日に3級以上に該当しなかったが、同一傷病により、その後65歳に達する日の前日までの間に3級以上に該当し、請求したとき。

③65歳に達する日の前日までに、組合員である間に初診日のある傷病と組合員となる前にあったほかの障害と併合して、初めて2級以上の障害の状態になったとき。

## 遺族共済年金

組合員や退職共済年金の受給権者等が死亡した場合に、配偶者等の遺族に支給される報酬比例の年金である。

- 遺族の順序と範囲 遺族共済年金を受け取ることができる遺族は、組合員又は組合員であったものの死亡当時、そのものによって生計を維持していた者であり、その順序は次のとおりである。
- 配偶者及び子

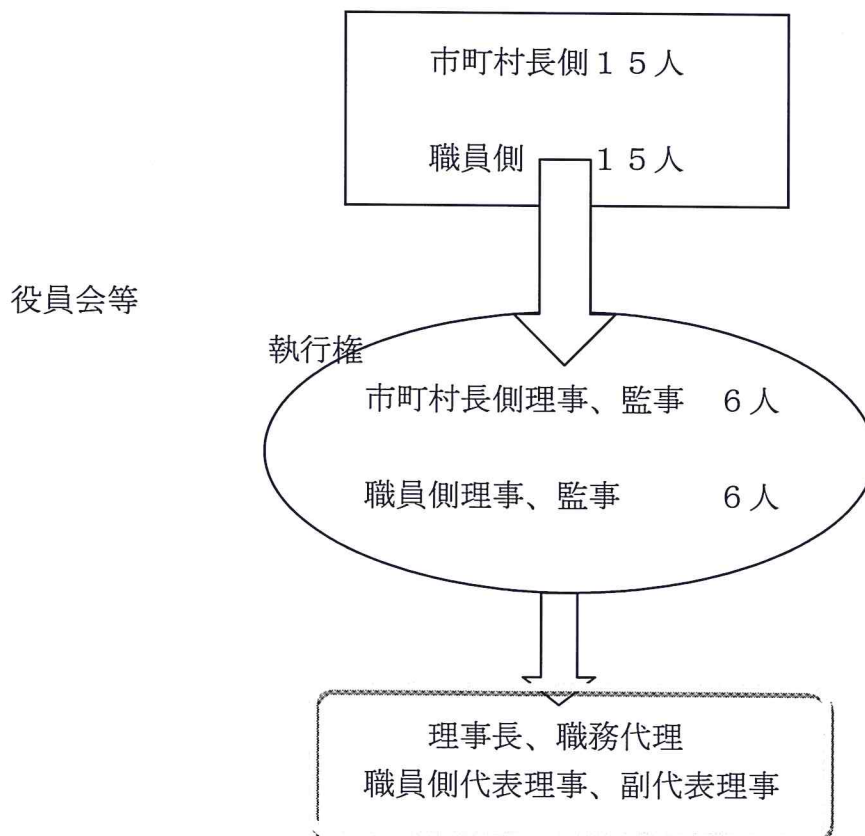
- 父母
- 孫
- 祖父母

### 福祉事業

福祉掛金により実施する事業。共済組合は、組合員とその被扶養者のために次の事業を行うことができる。実施内容は共済組合により異なる。

- 健康教育、健康相談、健康診査など健康増進事業
- 職員会館や保養所、共済の宿などの設置や経営
- 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 財形貯蓄など
- 生活必需品の購買あっせん
- その他の福祉事業

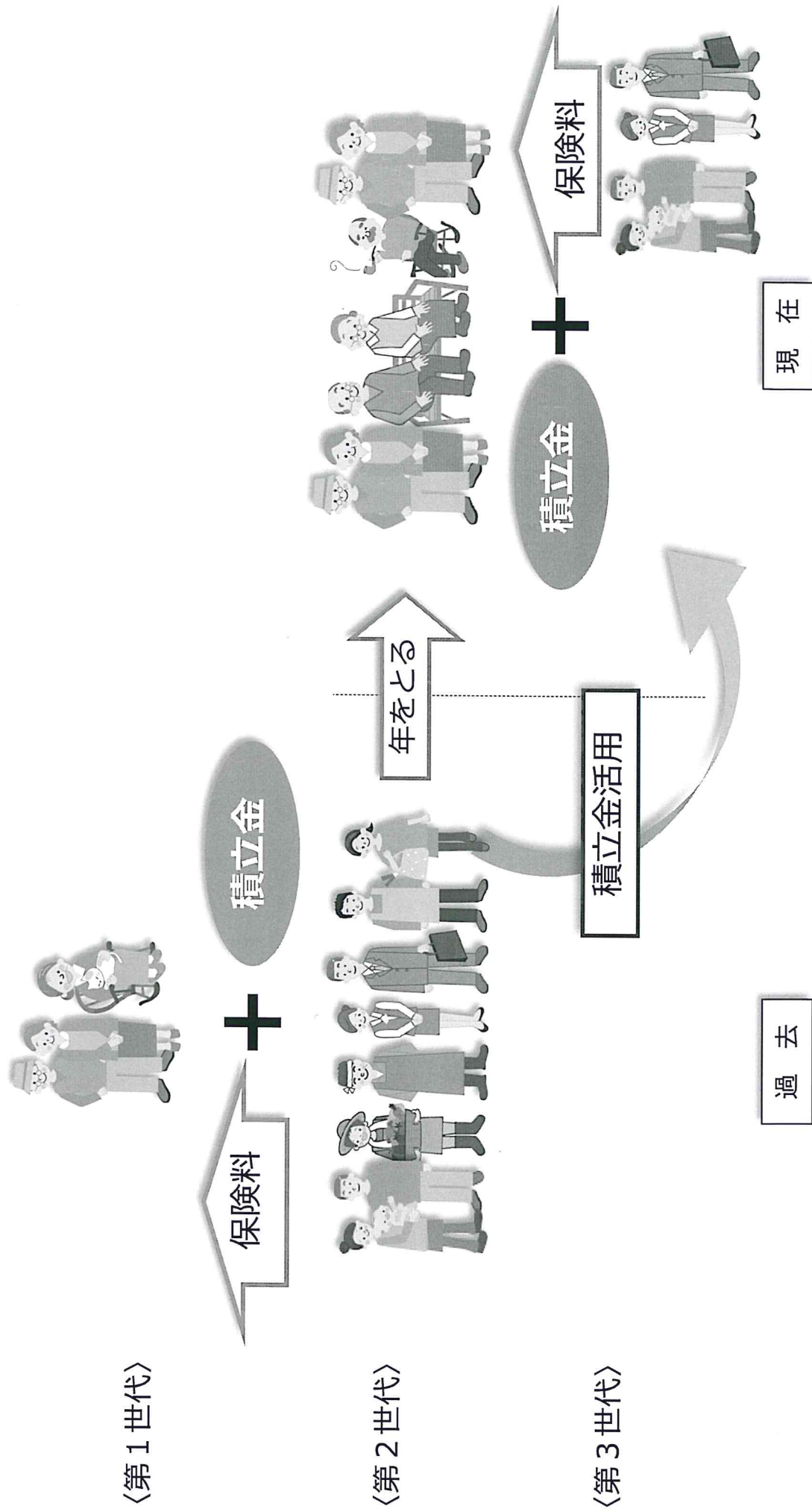
### 組合会議会



# 現行年金制度の財政方式

現行の公的年金制度は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（＝賦課方式）を基本とした財政方式。

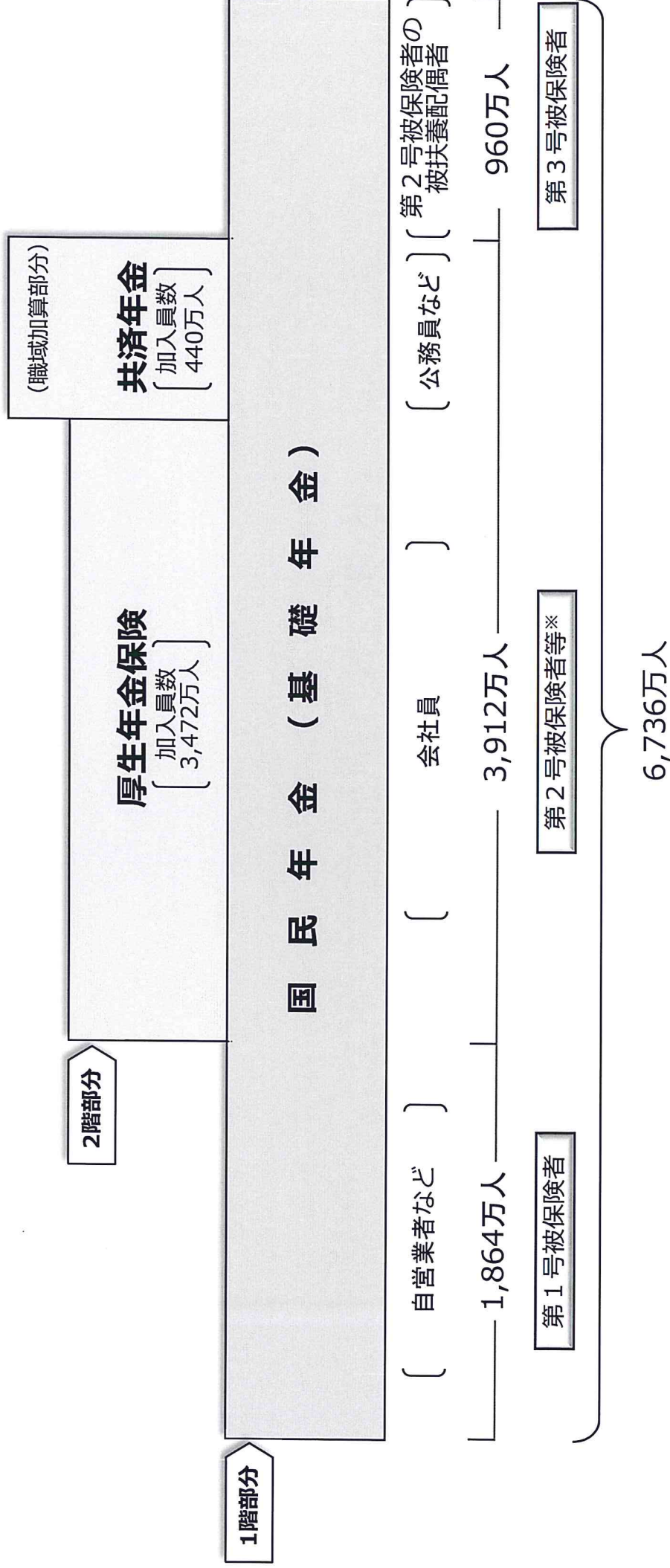
その上で、経済の変動などにより、年金給付の支給に支障が生じないよう、過去に積み立てた積立金を活用しつつ運営している。



# 公的年金制度の仕組み

- ◆ 公的年金制度は、加齢などによる稼働能力の減退・喪失に備えるための**社会保険**。（防貧機能）
- ◆ 現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、**基礎年金**の給付を受ける。（1階部分）
- ◆ 会社員や公務員は、これに加え、**厚生年金**や**共済年金**に加入し、**基礎年金**の上乗せとして所得比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成25年3月末）



※ 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のこと（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。



# 被用者年金制度の現状

(平成23年度末(平成24年3月末)現在)

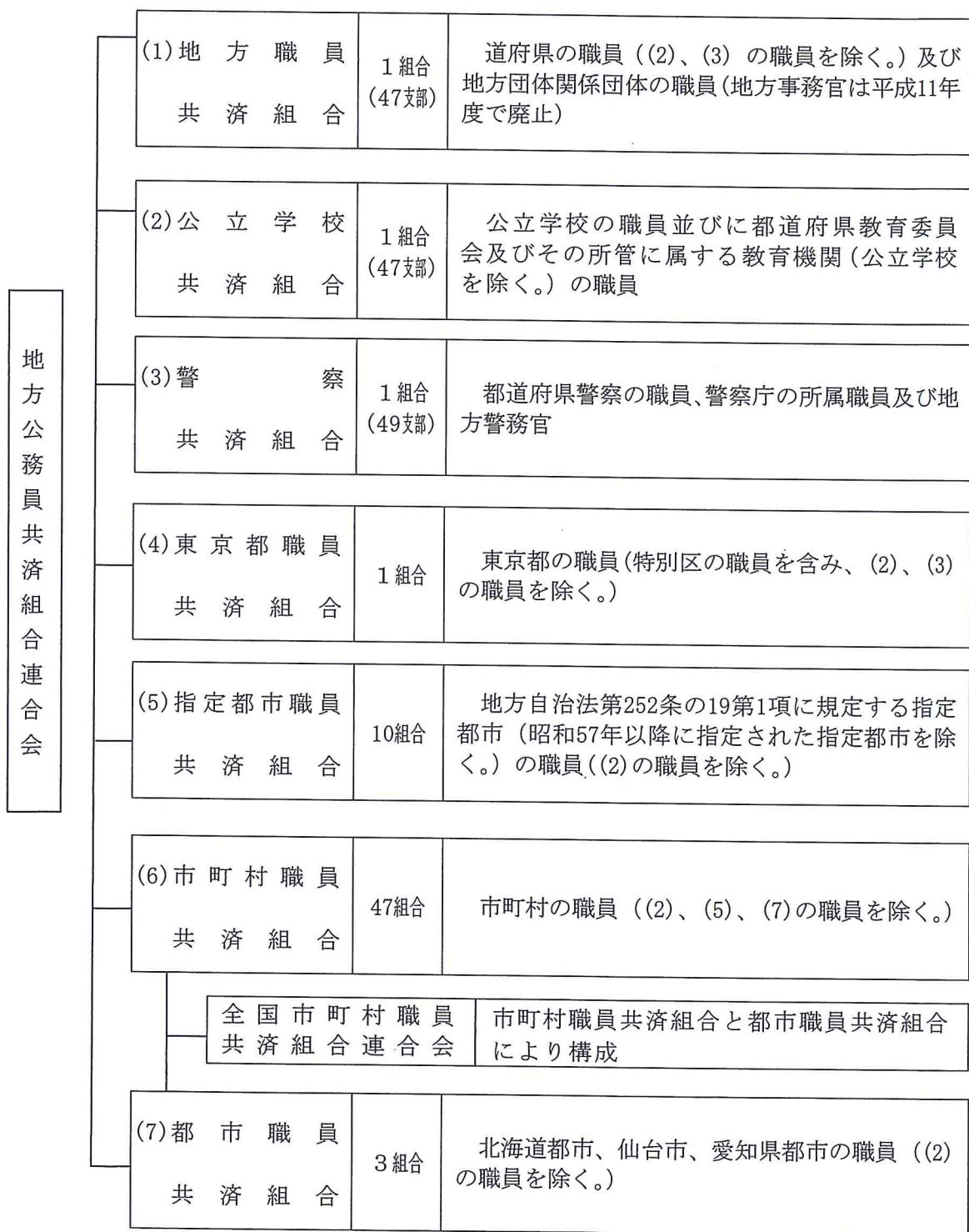
区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ①/②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成24年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成24年度)
厚生年金保険	万人 3,451	万人 1,484	2.33	万円 16.1	兆円 兆円 108.5 [111.5]	3.9 [3.9]	% 16.766	報酬比例部分 一般男子・女子 坑内員・船員 定額部分 一般男子・共済女子 厚年女子 坑内員・船員 60歳 59歳 64歳 63歳 59歳
国家公務員共済組合	106	70	1.52	[21.4	7.9 [7.9]	5.8 [5.7]	16.216	
地方公務員共済組合	286	194	1.47	[22.1	37.7 [36.4]	9.7 [9.3]	16.216	
私立学校教職員共済	49	12	4.09	[20.9	3.4 [3.4]	8.7 [8.6]	13.292	
合 計	3,892	1,760	2.21	16.9				

(注) 1. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。共済組合は職域加算部分を含む。

2. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、17.192%である。

3. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

組合及び警察共済組合が加入し、現在はすべての組合をもって地共済連合会が組織されている。



(注：平成26年3月現在の組合数である。)

## 恩給の歴史

### I 近代恩給制度

- ①1875年の海軍退隠令
- ②1876年の陸軍恩給令に始まる。
- ③1883年には文官恩給令が制定され、同時に太政官に恩給局が設置された。
- ④1882年には警察官
- ⑤1890年には教員に関する恩給制度が制定。

※当初は部署によってバラバラに恩給制度が制定されたために複雑になった。

↓

1923年に恩給法が制定され、制度の一本化が図られた。

・普通恩給・増加恩給・一時恩給・傷病賜金・扶助料・一時扶助料に整理してその総称として恩給と規定した。

「公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ権利ヲ有ス」（第1条）とする恩給権の概念が形成された。

↓

一部（官業部門など）に恩給の対象外の政府職員がおり、その該当者に対しては官業共済組合が組織され、後に社会保険制度理念を基軸とする各種共済組合制度の元となった。

だが、昭和初期の不況の中で恩給が保証された公務員に対する批判に対して1933年の恩給法の改正が行われて恩給支給の抑制が図られた。1946年、連合国最高司令官指令（勅令第68号）により、重症者に係る傷病恩給を除き、旧軍人軍属の恩給は廃止されたが、国会前座り込みを含む彼らの粘り強い運動の結果、1953年、法律第155号として復活した。その後、公務員共済制度に移行（国家公務員は1958年、地方公務員は1962年）したため、恩給法は移行時点で既に退職していた公務員（旧軍人・軍属を含む）を対象とする法令となった。

なお、国民年金制度が誕生するのは1959年のことである。

# ○ 公 的 年 金 制 度 の 沿 革

大正 15      昭和 10      昭和 20      昭和 30      昭和 40      昭和 50      昭和 60      平成 9

一般被用者	労働者年金保険法(昭17.6.1)	旧厚生年金保険法(昭19.10.1)	厚生年金保険法(昭29.5.1)				
	船員保険法(昭15.6.1)	船員保険法(昭15.6.1)			厚生年金に統合(昭61.4.1)		
被用者	公務員等	官吏恩給法	恩給法(大正12.10.1)				
		国家公務員公職	旧国家公務員共済組合法(昭28.7.1)	国家公務員共済組合法(昭34.1.1)	国家公務員等共済組合法(昭59.4.1)	国家公務員共済組合法	厚生年金に統合(平9.4.1)
	公共企業体	公共企業体職員等共済組合法(昭31.7.1)					
	地方公務員	恩給法(大正12.10.1)	旧国家公務員共済組合法(昭28.7.1)	国家公務員共済組合法(昭34.1.1)	地方公務員等共済組合法(昭37.12.1)		
非被用者	私立学校教職員	退 恩 料 条 例		恩給組合法(昭27)			
		私立学校教職員共済組合法(昭29.1.1)		私立学校教職員共済組合法(昭29.1.1)			
非被用者	農林漁業	農林漁業	農林漁業団体職員共済組合法(昭34.1.1)	農業者年金基金法(昭46.1.1)			
		漁業	漁業	国民年金法(昭36.4.1)			
その他	その他	国民皆年金の確立					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民皆年金の確立</li> <li>・ 基礎年金制度導入(昭61.4.1)</li> </ul>							

# 社会保障・税一体改革（年金分野）の経緯

## 継続審議中の法案

### 社会保障・税一体改革大綱

(2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・物価スライド特例分の解消
- ・低所得者等への年金加算
- ・高所得者の年金給付の見直し
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料負担免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げの検討

### 国年法等改正法案 (2月10日提出)

- ・交付国債の発行による24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

修正

### 国年法等改正法案 (7月31日案中修正)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

### 年金機能強化法案 (3月30日提出)

- ・低所得者等への年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

代替措置

### 年金生活者給付金法案 (7月31日提出)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

削除

- ・消費税収による基礎年金国庫負担2分の1の恒久化(平成26年度～)
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者に対する厚生年金適用拡大

一部修正

### 年金機能強化法成立 (8月10日)

### 被用者年金一元化法成立 (8月10日)

- 年金機能強化法附則に記載の検討事項
  - ・高所得者による老齢基礎年金の支給停止
  - ・国民年金の第1号被保険者に対する出産前6週間及び出産後8週間に係る国民年金の納付義務の免除

### 被用者年金一元化法案 (4月13日提出)

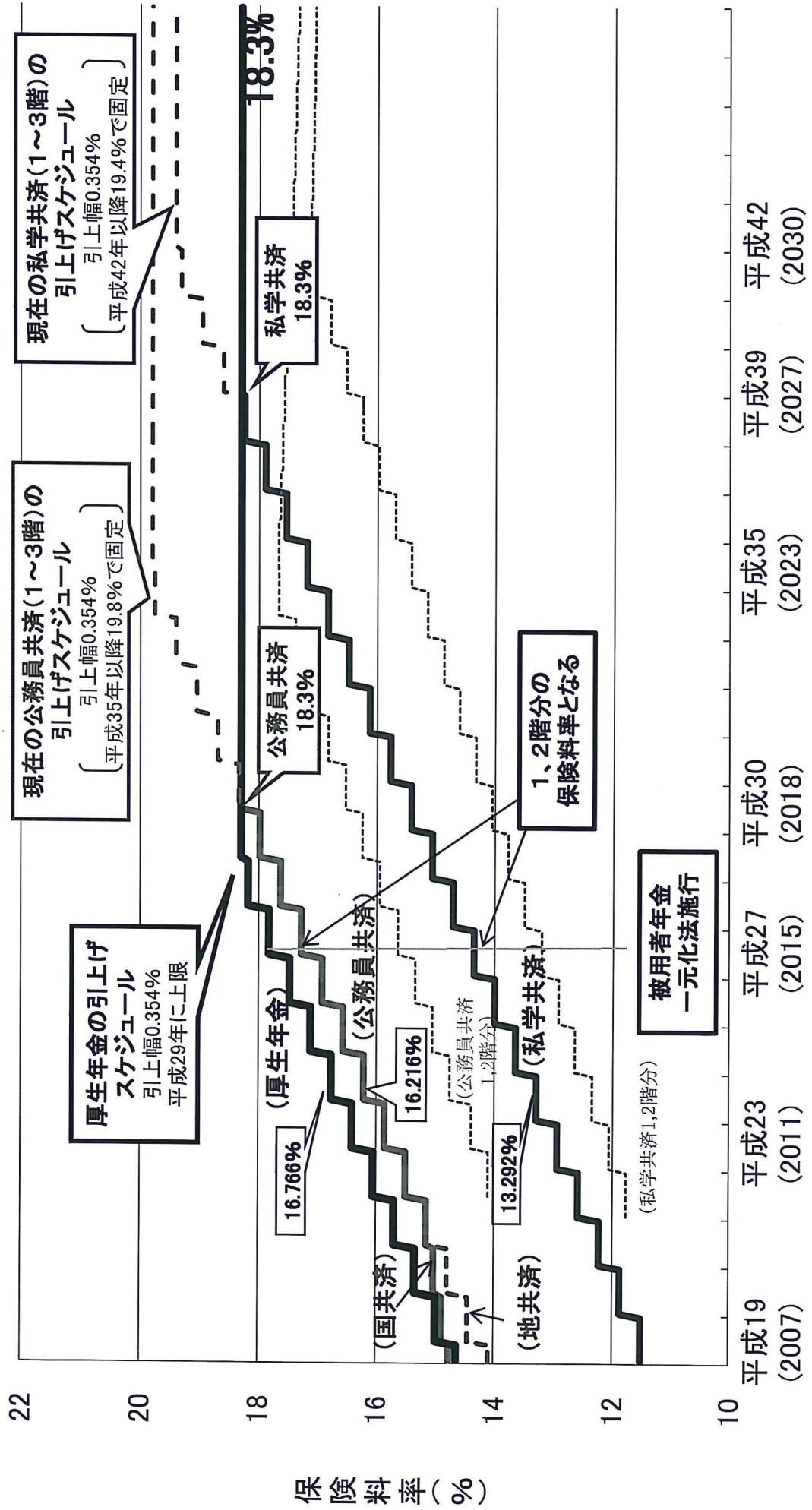
- ・厚生年金と共済年金の一元化

### ○一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げの検討

# 保険料率の統一

厚生年金及び共済年金の保険料については、現在も毎年0.354%ずつ引き上げているが、この引上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、18.3%で統一する。



(注1) 各共済の引上げスケジュール及び最終保険料率は平成21年財政再計算結果による。

(注2) 公務員共済の保険料率は平成21年に統一されている。

(参考)

	現在の 保険料率	現行の引き上げスケジュール	本法律での引き上げスケジュール
厚生年金	16.766%	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年以降は18.3%で一定	同左
公務員共済 〔国共済 ・ 地共済〕	16.216% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成35年以降は19.8%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成30年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.6%程度引き上げられることになる。
私学共済	13.292% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成42年以降は19.4%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成39年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.2%程度引き上げられることになる。

※ 職域部分を含めた保険料率

国民的な合意に向けて議論や環境整備を進め、実現に取り組む

**【新しい年金制度の創設】**  
「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する

- **所得比例年金 (社会保険方式)**
  - ・ 職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付
  - ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分)
  - ・ 納付した保険料を記録し積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出
- **最低保障年金 (税財源)**
  - ・ 最低保障年金の満額は7万円 (現在価額)
  - ・ 生涯平均年取ベース (=保険料納付額) で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする
  - ・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする

**【現行制度の改善】**

- **最低保障機能の強化**
  - ・ 低所得者への加算
  - ・ 障害基礎年金への加算
  - ・ 受給資格期間の短縮
  - |   |           |   |    |
|---|-----------|---|----|
| } | ( 0.6%円 ) | } | 程度 |
|---|-----------|---|----|
- ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動
- ※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提

○ **高所得者の年金給付の見直し**  
低所得者への加算と併せて検討  
なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討

- ※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動
- ※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小

税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出



順次実施

～0.6兆円程度

～0.7兆円程度



	A (金額は公費 (2015年))	B (金額は公費 (2015年))	C 工程	D 2015年	E 2025年
III 年金 (注2)	<p>● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大</p> <p>→ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人</span></p> <p>● 第3号被保険者制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討</li> </ul> <p>● 在職老齢年金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討</li> </ul> <p>● 産休期間中の保険料負担免除</p> <p>● 被用者年金の一元化</p> <p>(●は公費への影響なし)</p> <p><b>【業務運営の効率化】</b> 業務運営及びシステムの改善</p>	<p>重点化・効率化 (金額は公費 (2015年))</p> <p>○ マクロ経済スライド</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間の公平等の観点から見直しを検討</li> <li>・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小</li> <li>・その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小</li> </ul> <p>※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み</p> <p>○ 支給開始年齢引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進諸国(欧米)の平均寿命・受給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68~70歳へのさらなる引上げを視野に検討</li> <li>・厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討</li> <li>・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小</li> </ul> <p>● 標準報酬上限の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険制度を参考に見直しを検討</li> </ul>	<p>2012年以降速やかに 法案提出</p> <p style="text-align: center;">⇓ 順次実施</p> <p>※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討</p>	<p>所要額 (公費) E 2025年</p>	<p>所要額 (公費) D 2015年</p>
	年金計	<p>充実計 (2015年) 0.6兆円程度 (改革の内容により変動)</p>	<p>重点化・効率化計 (2015年) 影響額は改革の内容により変動</p>		<p>～0.6兆円程度</p>

**2015年度の上記の所要額 (公費) 合計 = 約2.7兆円程度**  
(充実3.8兆円程度、重点化・効率化～▲1.2兆円程度を一つの目途)

# 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

## <主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめ計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

## <施行日>

- (1)~(5)：平成27年10月1日
- (6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：平成25年8月1日

## 今後の公的年金制度改革について

### 民主・自民・公明三党「確認書」(平成24年6月15日)(抄)

今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。

### 社会保障制度改革推進法(平成24年8月10日成立)(抄)

#### (公的年金制度)

第5条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する

社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

#### (社会保障制度改革国民会議の設置)

第9条 平成24年2月17日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、第2条の基本的な考え方にのっとり、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議(以下「国民会議」という。)を置く。

# 公的年金としての3階部分（職域部分）の廃止

○ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

※ 現在の給付設計は、1・2階部分については、下記の通り、厚生年金も共済年金も同じであり、同じ報酬で同じ加入期間であれば、厚生年金でも共済年金でも、同じ年金額となる。

## [ 厚生年金 ]

( 企業年金 )

本人分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 99,858円
	老齢基礎年金 65,541円
配偶者分	老齢基礎年金 65,541円
合計	230,940円 (企業年金を含まない)

## [ 共済年金 ]

※平成24年度価格

職域部分	19,971円	本人分
	退職共済年金 (報酬比例年金) 99,858円	
	老齢基礎年金 65,541円	
	老齢基礎年金 65,541円	配偶者分
合計	250,915円 (職域部分を含む)	

2割 (職域部分) → 1 / 2 保険料 (労使折半) + 1 / 2 国庫負担

(注) 職域部分を除けば、厚生年金と同額 (230,940円)

(前提) 加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月 (40年)

(参考) 報酬比例部分の年金額：平均報酬月額 (賃金変動に伴う再評価後) × 給付乗率 × 加入月数 × 物価スライド率

※ 職域部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、昭和61年に設けられたもの

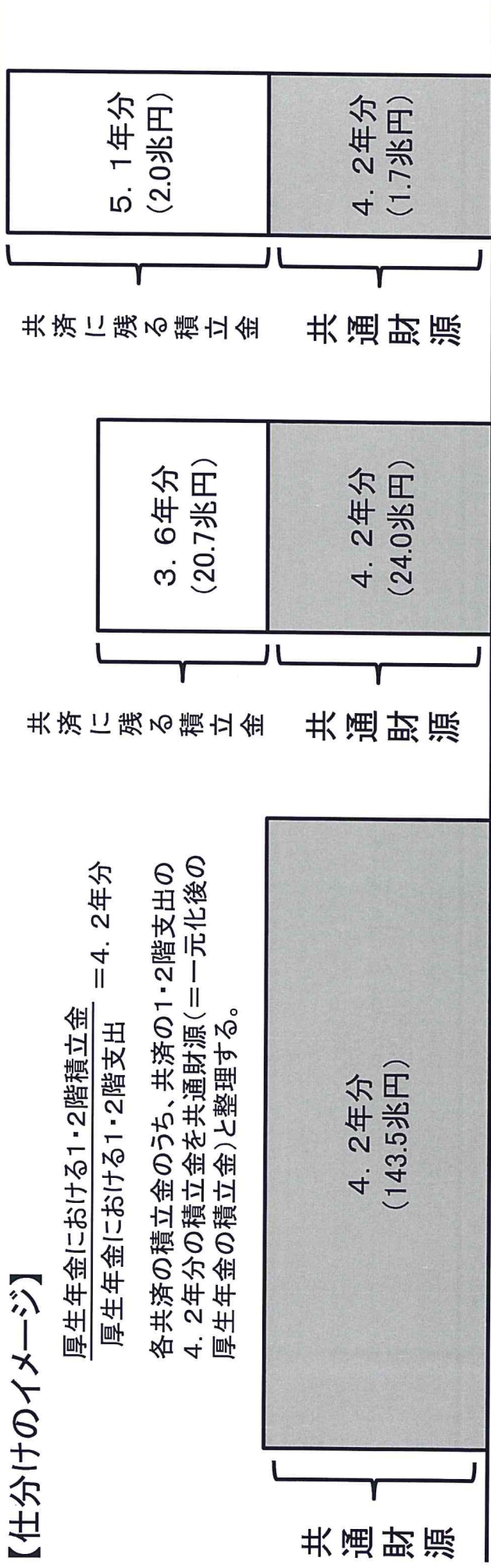
# 共通財源とする積立金の仕分けについて

現在の共済年金の積立金については、1・2階部分と3階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、1・2階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金(=共通財源)として仕分けの必要がある。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率(保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準)に相当する額を、共通財源として仕分ける。

## 【仕分けのイメージ】

$$\frac{\text{厚生年金における1・2階積立金}}{\text{厚生年金における1・2階支出}} = 4.2\text{年分}$$
 各共済の積立金のうち、共済の1・2階支出の4.2年分の積立金を共通財源(=一元化後の厚生年金の積立金)と整理する。



## 厚生年金

(注1) 法案では「26年度末の積立金と27年度の支出に基づき仕分ける」こととしており、上記は平成26年度末見込み数値に基づいた機械的な計算である。実際には、実績を踏まえて仕分けることになる。

(注2) 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。(私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。)

(参考) 各制度の財政運営については、平成21年度に財政検証・財政再計算を行った結果、各制度とも、2105年までの約100年間について収支の均衡が図られることが示されている。また、この結果は年金数理部会に検証された結果、将来の健全性が確認されている。経済前提は、いずれの制度においても、名目運用利回り4.1%、名目賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0% (経済中位ケース)。また、いずれの制度においても、合計特殊出生率は1.26、平均余命は男83.67、女90.34 (出生中位、死亡中位ケース)。